

○ 石川県警察における電子署名の管理に関する訓令

〔 令和元年8月8日 〕
〔 石川県警察本部訓令第3号 〕

石川県警察における電子署名の管理に関する訓令を次のように定める。

石川県警察における電子署名の管理に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、石川県警察における電子署名の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子署名用ICカード 電子署名を行うために必要な符号その他の情報が記録されたカードであって、石川県登録分局(地方公共団体情報システム機構が運営する地方公共団体組織認証基盤の認証局において行う事務の一部を実施する石川県の機関をいう。以下「登録分局」という。)が発行するものをいう。

(電子署名)

第3条 電子署名は、電子署名用ICカードを使用する方法により行うものとする。

(電子署名の種類)

第4条 電子署名の種類は、次のとおりとする。

- (1) 警察本部長署名
- (2) 所属長署名

(総括管理者)

第5条 県警察に総括管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括管理者は、電子署名の管理及び運用を総括する。

(電子署名主管課長)

第6条 県警察に電子署名主管課長を置き、警務部総務課長をもって充てる。

2 電子署名主管課長は、総括管理者を補佐する。

(管理責任者)

第7条 電子署名を実施する所属(以下「実施所属」という。)に管理責任者を置

き、所属長をもって充てる。

2 管理責任者は、電子署名用 I Cカードの保管及び使用に関する管理を行うものとする。

(保管責任者)

第8条 実施所属に保管責任者を置き、次席、副隊長、副校長又は副署長をもって充てる。

2 保管責任者は、管理責任者の指揮監督を受け、電子署名用 I Cカードの破損、盗難、紛失、不正使用等（以下「破損等」という。）の事故がないよう適切な保管のために必要な事務を行うものとする。

3 保管責任者は、必要があると認めるときは、保管補助者を指定して保管責任者の事務を代行させることができる。

(電子署名担当者)

第9条 管理責任者は、実施所属において、電子署名担当者を指定するものとする。

2 電子署名担当者は、保管責任者の指揮監督を受け、電子署名を付する事務を適正に行わなければならない。

(電子署名用 I Cカードの作成及び更新)

第10条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録分局が指定する申請書を作成の上、電子署名主管課長及び総括管理者を経由して登録分局へ提出するものとする。

(1) 電子署名用 I Cカードを作成する必要があると認めるとき

(2) 電子署名用 I Cカードの有効期間満了後において、当該電子署名カードを継続して使用する必要があると認めるとき

2 前項第2号の場合は、当該電子署名用 I Cカードを併せて提出しなければならない。

3 電子署名用 I Cカードの使用に係る業務を主管する警察本部の所属長(以下「業務主管課長」という。)は、必要と認める場合に、第1項に定める業務を行うことができるものとする。

(電子署名の実施)

第11条 電子署名担当者は、電子署名を付する文書が決裁文書と相違ないことを確認した上で、電子署名を行わなければならない。

(電子署名用 I Cカードの保管)

第12条 保管責任者は、電子署名用 I Cカードの破損等を防止するため、施錠でき

る箇所で適切に管理しなければならない。

(電子署名用 I C カード管理台帳)

第13条 電子署名主管課長は、電子署名用 I C カード管理台帳 (別記様式第 1 号) を作成し、電子署名用 I C カードの作成、更新又は返納の整理を行う。

2 電子署名用 I C カード管理台帳の保存期間は、電子署名用 I C カードの有効期間が満了した日又は電子署名用 I C カードを返納した日の属する年の翌年の初日から起算して 5 年とする。

(電子署名用 I C カードの返納)

第14条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録分局が指定する申請書に当該電子署名用 I C カードを添付し、電子署名主管課長及び総括管理者を経由して登録分局に提出するものとする。

- (1) 電子署名実施業務が廃止された場合又は電子署名用 I C カードの有効期間が満了した場合
- (2) 実施所属が組織改編により電子署名用 I C カードに記録された情報を変更する場合
- (3) 物理的又は電磁的な破損その他の理由により電子署名用 I C カードが使用不能となった場合

2 業務主管課長は、必要と認める場合に、第 1 項に定める業務を行うことができるものとする。

(電子署名用 I C カードに関する事故報告)

第15条 管理責任者は、電子署名用 I C カードについて破損等の事故があったときは、電子署名用 I C カード事故発生報告書 (別記様式第 2 号) により速やかに電子署名主管課長を経由して、総括管理者に報告しなければならない。

(その他)

第16条 この訓令に定めるもののほか、電子署名の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第13条関係）

電子署名用ICカード管理台帳

	整理番号	
名 義		
保 管 所 属		
種 類		
シリアル番号		
発行年月日	年	月 日
有効期限	年	月 日
返納年月日	年	月 日
摘 要		

	整理番号	
名 義		
保 管 所 属		
種 類		
シリアル番号		
発行年月日	年	月 日
有効期限	年	月 日
返納年月日	年	月 日
摘 要		

別記様式第2号（第15条関係）

第 号
年 月 日

総括管理者 殿

管理責任者（職名）

電子署名用 I C カード事故発生報告書

名 義	
事故発生日時	年 月 日 時 分
事故発生場所	
事故の概要	